

沖縄県

基礎情報

【人口】 1,433,566 人 【世帯】 560,424 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子世帯数：29,894 世帯 父子世帯数：4,912 世帯（『平成 25 年度 沖縄県ひとり親世帯等調査報告書』より）

概要

- 沖縄県では、特に養育費に関する相談件数が多いため、養育費等支援事業をはじめた。養育費に関する相談では、一つの要素に複合的な要因が絡んだ結果、経済的に困窮している父母からの相談が多いため、相談業務の経験豊富な職員を養育費専門相談員として配置して対応している。
- 沖縄県では、借金や多重債務等の債務に関する相談が寄せられることから、相談から支援につなぐ重要な入り口の一つとして、専門的な知識を保有している金融広報アドバイザーやファイナンシャルプランナーを講師として、家計を見直すための家計管理に関する講座を実施している。
- 沖縄県のひとり親の父母は就労率が高いため、家庭生活支援員を派遣し、生活援助、子育て支援を実施している。

【支援体制】

沖縄県では、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業をはじめ、ひとり親家庭等生活向上事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等を公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会（以下、「沖縄県母連」）に委託し実施している。

（１）相談業務の経験が豊富な職員を養育費専門相談員として配置（養育費等支援事業）

①実施の背景

沖縄県の委託を受けて取り組む沖縄県母連の相談窓口には、特に養育費に関する相談件数が多いため、養育費等支援事業の実施に至った。

相談のなかには債務問題を抱え、家計をうまく管理できない等複合的な問題を抱えたひとり親家庭の父母からの相談もある。このため、ひとり親家庭を対象とした支援策のみならず福祉関係の様々な支援策を組み合わせながら、柔軟に支援を実施していくことが求められている。そこで、沖縄県母連の中でも、特に相談業務の経験が豊富な職員を養育費専門相談員として配置することとなった。

②経験豊富なベテラン職員による包括的な相談受付

配置した養育費専門相談員は、社会福祉主事の資格を持ち、長年、母子寡婦福祉の業務に従事するなど豊富な経験を有する。

養育費専門相談員による相談は、週に 3 日実施されている。相談にあたっては、相談者の生活背景や家庭の状況の把握、相談者が自覚していない、もしくは抱え込んでしまっている家庭や仕事の悩みの把握などを重視して対応している。

養育費専門相談員の業務は、相談受付のほか、非同居親と養育費の取り決めの状況や公正証書の所有状況などの本人のおかれている現状の把握、養育費算定の目安から相談者が調停中の

場合は必要に応じて弁護士による支援につなぐなど、多岐に渡っている。

また、相談にあたって、相談者がこれからの生活を考えることは本人の意志が重要となるため、家庭裁判所で調停を申し込む等の手続きについては本人の意志を優先している。特に離婚後の取り決めを交わすにはかなりの体力が必要となるため、養育費専門相談員は寄り添う形での支援を目指している。

さらに、相談者ときちんとラポールを形成することを意識している。また非同居親からの相談もあり、継続的に支払える金額であることが重要だと同居親へ伝え、相互の悩みを俯瞰的にみることができるように意識している。

③地域事情に精通した弁護士に専門相談を依頼

公正証書を作成しておらず非同居親への養育費の請求が難しい等の困難ケースの相談者も多いことから、弁護士及び司法書士の相談会を月に4回、毎週金曜日に開催している（5週目は休み）。

相談を担当する弁護士及び司法書士は、長年、福祉分野、特に母子及び寡婦の相談を受けた経験がある方である。こうした関連する経験を有する専門家に依頼できたきっかけは、福祉分野の会議や会合に出席し、つながりを構築してきた結果である。

④相談に加え、研修等を実施

最近では、公益社団法人家庭問題情報センターから講師を呼び、養育費について沖縄県母連の会員やひとり親・離婚前の方を対象に研修を実施し、80名が参加した。

こうしたことを通して、それぞれの家庭が直面している養育費の重要性だけでなく、関連の法律や面会交流についても関心が高くなりつつある。

なお、窓口の周知だけでなく養育費に関する支援等の情報提供のため、沖縄県母連では養育費に関するパンフレットを作成している。

県母連作成の養育費に関するパンフレット (1/2)

養育費のQ&A

Q 養育費の額はどのように決めるの？

A 親間の収入に基づき両親が話し合ってお互いの負担を分担し、一般的に、一歳に一回決まると決まっているものでもあり、任意で、任意な金額を決定して「養育費決定書」があります。

Q どうして支払わなければならないの？

A たまたま生活が厳しくても、かけがえのない父親の役割としてお父さんも養育費を負担するべき責任があります。

Q 養育費は払わなくてもいい約束をした方がいいのではないの？

A 離婚後にのみ有効なものではないので、今後の事情が変わった場合の養育費が必要になった場合は支払わなければならない。

Q 一度決めた額とは変わらないの？

A 大幅に収入が落ちたり、病気で養育費が滞った場合には協議して増額することもできます。

Q 子どもが通学したり、入塾したりしたときは？

A お子さんの通学したり、塾や習い事に入塾したりした場合の費用は必要になったときはその範囲内で支払うことが一般的です。

Q 子どもに会えない場合は養育費は払わなくてもいいの？

A 養育費を負担することとお子さんの面会交流は全く別の問題です。養育費と面会交流はどちらもお子さんの心身の健全な成長にとって大切なものです。面会が滞る際には、妻側と養育費についてよく話し合う必要があります。

Q 養育費について両親で話し合えないときは？

A 養育費や面会交流について、両親で話し合えないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

Q 約束した養育費を払わないとどうなるの？

A 公証書を作成したり、調停で決めたときは収入や財産などの調査を受けることができます。

養育費の 取り決めを しましょう



「養育費を払える能力が相手にないから?」
「相手とは一切がかりたくないから?」

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。この世を生を受けた子どもに親としてその生活を保障し、心の成長を支えることは、当然の責任です。養育費の支払い、親としてに対する義務であり、別れて暮らす親と子を結ぶ絆です。

養育費に関する電話・来所相談を行っています
公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会

県母連作成の養育費に関するパンフレット (2/2)

1. 親権

親権は、親が子を監護養育する権利と義務で、離婚中は父母が共同で行いますが、離婚後は、父母の一方が親権者となります。未成年の子が父の一方の親権者では、離婚後提出する親、子それぞれの親権者を決める必要があります。いかなる親権者にするかの子の意思も考慮し、父母の子の意思を尊重し、話し合いつつ話し合いをする必要があります。

2. 養育費

親権者を決めるのと平行して、金額、支払時期、支払方法を具体的に決めておきましょう。養育費は、子どものためのもので、こももと暮らす親との関係に大きく影響するため、離婚時にきちんと取り決めましょう。

- 養育費の額：父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談センターのホームページ等で見る事ができます。こももが滞る場合は、それぞれの親を決めておきましょう。
- 養育費の支払期間：支払いの開始と終了期を決めておきましょう。
- 養育費の支払回数：支払いの回数と金額を決めておきましょう。
- その他：定額、定率、学費や医療費などの臨時の費用負担等についても決めておくとい良いでしょう。

支払方法(口座振込など)を決めておきましょう。滞りのこももがいる場合は、それぞれについて決めておくとい良いでしょう。

3. 面会交流

面会交流は、こもものためのもので、こももにとってどのような面会交流が望ましいかという観点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

- 交流の頻度と方法：週又は月に何回、何時間、何曜日(何曜日)、手紙や電話のやりとりを認めるかなどを決めておきましょう。
- 交流の場所：面会する場所を決めておきましょう。また、待ち合わせ場所を決めておくことが望ましいです。
- 父母の連絡方法：連絡方法の手続きは具体的に決めておくことが望ましいです。
- 父母の心のケア：面会交流の際にこももがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の口を言わない、約束を守るなどのルールを守る事が大切です。

合意書の使い方

- 父母が子どもの今後の様子について、お互いが考えあわせながら使おう。
- 合意に達したら、双方署名して2通作成し、「送達」しましょう。送達、裁判、裁判所や養育費相談センターのホームページなどの情報として使えます。
- 合意書を持って相手方と一緒に公証人役場へ行き、公証書を作成してもらいましょう。

合意書については、公証人役場、裁判所、裁判官の決定が有効な場合があります。裁判所や裁判官の決定が有効な場合は、裁判所や裁判官の決定に基づいて強制執行が可能です。また、裁判所の決定が有効な場合は、強制執行の手続きがスムーズに進みます。強制執行の手続きは、裁判所や裁判官の決定に基づいて行われます。強制執行の手続きは、裁判所や裁判官の決定に基づいて行われます。

養育費・面会交流の手続きの流れ



協議 → 協議がまとまらない → 調停 → 裁判 → 強制執行

出典) 沖縄県母子寡婦福祉連合会「養育費の取り決めをしましょう」

3

⑤相談件数の着実な増加も踏まえ窓口の更なる充実を検討

相談件数はここ数年増加傾向にある。また、相談窓口にはひとり親の父母のみならず、問題を抱えた父母の親族、就業支援を行っているNPO法人や公的関係機関からも問い合わせがある。

また、養育費の相談を糸口に経済状況という一つの要素に複合的な要因が絡み、生活が苦しい父母からの相談に対して、それらの複合的な要因に気づき、把握した上で、適切な支援ができるようになってきている。

なお、養育費相談では、養育費の相談とともに面会交流についても付随して相談を受けることがある。その場合、面会交流に関わる部分については、弁護士・司法書士の専門相談に任せている。

沖縄県の平成28年度の養育費相談件数（11月末現在）

1. 世帯類型				3. 相談内容			
世帯類型	相談件数	合計件数		相談内容	件数		
母子世帯	103	110	53.4%	養育費	141	68.4%	
寡婦	7			生計問題	25	12.1%	
離婚前女子	58	60	29.1%	就労問題	15	7.3%	
離婚前男子	2			住宅問題	7	3.4%	
その他	未婚	36	17.5%	家庭問題	10	4.9%	
	父子家庭			5	医療費	1	0.5%
	親族・関係機関			18	DV問題	7	3.4%
合計	206	206	100%	合計	206	100%	

2. 相談形態			
	相談件数	面談	
		面談	電話
母子世帯	103	25	78
寡婦	7	3	4
離婚前(女子)	58	15	43
離婚前(男子)	2	1	1
その他	未婚	13	11
	父子家庭	5	3
	親族	13	11
	関係機関	5	5
合計	206	50	156

出典) 沖縄県母子寡婦福祉連合会資料

(2) 家計管理に関する講座を開講（家計管理・生活支援講習会等事業）

①事業開始の背景

借金や多重債務等の債務に関する相談が多いが、債務に関する相談からやがてその家庭が抱える様々な問題が見えてくることから、債務に関する相談を支援につなぐ重要な入り口の一つとして家計管理に関する講座、また、養育費の取得のための講座から実施している。

その目的は、家計を見直しひとり親家庭の父母と子どもの生活を立て直すためである。

②実施内容

家計管理に関する講座は、ひとり親家庭向けの様々な講座を開講している「すこやか講座」の一環として実施している。講師は、専門的な知識を保有している金融広報アドバイザーやファイナンシャルプランナーへ依頼している。こうした専門家の確保にあたっては、沖縄県の広報担当のネットワークなどを活用しており、例えば、公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)や公益財団法人消費者教育支援センターに講師を依頼したことがある。

講座は、沖縄県を6地区に分割し、各地区で年に1度以上実施している。

公益財団法人消費者教育支援センターが実施した 「子育て世代の暮らしとお金の教室」のプログラムについて

「子育て世代の暮らしとお金の教室」実施概要			
【開催会場】 日程：第1回：2016年11月26日（土） 第2回：12月10日（土） 会場：沖縄県総合福祉センター			
<第1回> 11月26日（土）			
日時	内容	講師	
10:00～	受付		
10:20～	開会挨拶		
10:30～12:00	セッション1 知っておこう！子供の教育費と社会保険・公的支援の活用方法 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立てたい公的支援制度について学びます。	青山 喜佐子 （特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）	
12:00～12:45	休憩		
12:45～14:15	セッション2 やりくり上手になるための家計の見直し・節約のポイント 家計の見直しのポイントや節約術について、ファイルやレシートを使った簡単な管理・把握方法について学びます。	佐々木 かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 名城 佳枝 （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）	
14:15～14:30	閉会		
<第2回> 12月10日（土）			
日時	内容	講師	
10:00～	受付		
10:30～12:00	セッション3 長を付けて！スマホ、クレジットカード、ローンの契約・利用でのトラブル 最近の情報通信の契約や課金の仕組みとトラブル、クレジットカードやローンを利用する際の注意点について学びます。	仲宗根 京子 （消費生活専門相談員、NPO法人消費者センター沖縄理事長） 田島 久 （総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長）	
12:00～12:45	休憩		
12:45～14:15	セッション4 子育て世代のためのライフプランニング 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供の成長にあわせて必要となるライフプランの立て方について学びます。	佐々木 かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 名城 佳枝 （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）	
14:15～14:30	記念品の贈呈、閉会		

【うるま会場】 日程：第1回：2017年2月4日（土） 第2回：2月18日（土） 会場：うるま市健康福祉センターうるみん			
<第1回> 2月4日（土）			
日時	内容	講師	
10:00～	受付		
10:20～	開会挨拶		
10:30～12:00	セッション1 知っておこう！子供の教育費と社会保険・公的支援の活用方法 子供の教育に必要なお金とその貯め方、社会保険の仕組みと役立てたい公的支援制度について学びます。	青山 喜佐子 （特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）	
12:00～12:45	休憩		
12:45～14:15	セッション2 やりくり上手になるための家計の見直し・節約のポイント 家計の見直しのポイントや節約術について、ファイルやレシートを使った簡単な管理・把握方法について学びます。	佐々木 かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 米満 力 （ファイナンシャルプランナー）	
14:15～14:30	閉会		
<第2回> 2月18日（土）			
日時	内容	講師	
10:00～	受付		
10:30～12:00	セッション3 長を付けて！スマホ、クレジットカード、ローンの契約・利用でのトラブル 最近の情報通信の契約や課金の仕組みとトラブル、クレジットカードやローンを利用する際の注意点について学びます。	仲宗根 京子 （消費生活専門相談員、NPO法人消費者センター沖縄理事長） 田島 久 （総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長）	
12:00～12:45	休憩		
12:45～14:15	セッション4 子育て世代のためのライフプランニング 家計管理・節約法の実践について振り返り、今後の子供の成長にあわせて必要となるライフプランの立て方について学びます。	佐々木 かおり （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー） 名城 佳枝 （ファイナンシャルプランナー、金融広報アドバイザー）	
14:15～14:30	記念品の贈呈、閉会		

※講師内容及び講師は都合により変更する場合があります。

出典）公益財団法人消費者教育支援センター資料

③事業の効果

ひとり親家庭の父母にとって、家計管理は非常に重要であり関心の高いトピックの一つのため、講座への参加者は多い。また、講座を通して相談窓口を周知することができる。さらに、家計管理では、養育費に対する悩みや相談も付随するため、養育費の相談にもつながることができる。

家計管理の講座を通じ、子どもに関する悩みや障害のある子どもがいる家庭からの相談を受けることもあり、地域の民生委員と連携して支援を行うこともある。沖縄県民生委員児童委員協議会をはじめ関係機関と連携し、家計からみえるその家庭の問題に対応していくことが重要と考えている。

（3）ひとり親家庭の父母のニーズにこたえ日常生活支援を実施（ひとり親家庭等日常生活支援事業）

①実施の背景

沖縄県のひとり親は就業率が高いことから、働きながら子育てを行うひとり親家庭の父母やひとり暮らしの寡婦等を対象に一時的に家事や育児が困難になった場合に資格等を有する家庭生活支援員を派遣し、生活援助、子育て支援を実施している。なお、事業は沖縄県母連に委託して実施している。

②実施内容

家庭生活支援員は、介護職員初任者研修・介護福祉士・看護師・保育士・家庭生活支援員養成の研修を修了した、ひとり親家庭の方が登録している。

家庭生活支援員派遣までの手続きの流れは以下のとおりである。

- i. 市町村の窓口で利用希望者が申請を行う。利用希望者は、住所のある市町村の相談窓口で利用者申請。なお、対象は那覇市を除く県全域。
- ii. 申請を受け付けた市町村から沖縄県へ申請書を送付し、沖縄県は審査を行い利用可否を決定。利用する場合は、利用者が県母連に連絡しニーズ等を聞き、どういったスキルをもった家庭生活支援員が最適かを考慮し派遣する。
- iii. 沖縄県から県母連・利用者・市町村へ、新規利用者登録の決定通知をする。利用する場合は、利用者が県母連へ連絡し家庭生活支援員を派遣する。
- iv. 県母連が派遣する家庭生活支援員を決定後、派遣される家庭生活支援員と利用者とは直接連絡し詳しく支援内容を調整、支援を実施。

なお、家庭生活支援員は沖縄県全域をカバーするため、県の全市町村に配置している。(那覇市は中核市であるため市独自で実施。)

また、ヘルパーの派遣について、沖縄県母連ではチラシを作成し、保育所や企業に掲示を依頼し、周知を図っている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業のヘルパー（家庭支援専門員）派遣の案内

沖縄県母子家庭等日常生活支援事業のご案内

母子家庭、父子家庭、寡婦に

ヘルパーを派遣します

(家庭生活支援員)

沖縄県母子寡婦福祉連合会では、沖縄県から委託を受けて、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にヘルパー派遣事業を行っています。登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝い等を行っています。

こんなとき、ご利用下さい。

- 母子家庭の母、父子家庭の父や、児童の一時的なケガや病気
- ひとり暮らしの寡婦、又は寡婦と同居している父母の一時的なケガや病気
- 母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- 短絡群衆、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

がんばるあなたを応援します!!

お問い合わせ先

公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会
 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1
 沖縄県総合福祉センター（東棟3階）
 TEL.098-887-4099 FAX.098-887-4091
<http://www.okiboren.jp/>

生活援助・子育て支援の内容

生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りの世話（簡単な身体介助） 住居の掃除 医療機関等との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の世話 日用品の買い物 その他一時的な生活援助
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の保育 技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス 病後児保育、医療機関等との連絡 その他一時的な子育て支援 	

注意事項

◎申請にあたって

- ①本事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。お住まいの市町村の児童福祉担当課等へ「母子家庭等日常生活支援申請書」を提出してください。
- ②申請書提出の際は下記の書類を添付してください。
 - ・母子家庭、父子家庭又は寡婦であることを証明する書類（児童扶養手当証書、母子医療証、住民票等の写し）
 - ・所得と課税の状況がわかるもの（第2号様式）又は「市町村民税課税証明書」等
 - ・生活保護世帯の方は、生活保護法による保護受給証明書

◎ご利用にあたって

- ①派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に5週間を超えたものではありません。派遣回数は原則として年間10回を限度としています。状況判断のうえ対応いたします。
- ②下記の場合は、派遣することができません。
 - ・支援内容が専門的技術を要する場合（重症の障害や病気の人の介護など）で、家庭生活支援員では対応困難と判断されるとき。
 - ・緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）
 - ・派遣が、一時的な事由でない場合。

利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯	0円	0円
市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

※子育て支援については

- ①2時間を超えないこととする。最低でも2時間分の利用者負担となります。
- ②都合した場合は負担額より時間とし、児童1人の負担の負担額に0.5を乗じて得た額となります。
- ③児童数に応じた負担額となり、2人以上の児童1人につき児童1人の場合の負担額に0.5を乗じて得た額が加算されます。

出典) 沖縄県「ヘルパーを派遣します」

③事業の効果

働きながら家事を行うことは負担が大きく、家庭生活支援員の派遣を利用したひとり親家庭からの反響は大きく、「利用して良かった」という声が多く寄せられている。

新聞に事業の紹介を掲載しても利用者数はあまり増加しなかったこともあり、今後は事業の周知の方法をさらに工夫する必要があると考えている。

また、ヘルパーをお手伝いさんと誤認し、支援内容以外の依頼もあり、支援の趣旨が理解されるようにすることも重要である。

さらに、初めての利用者の中には、“他人を家に入れる”ことへの心理的ハードルが高いこともあることから、ヘルパーと利用者との間に信頼関係を築いていくことも重要と考えている。

以上